

2016年6月10日 全7頁

# 株主リストの添付が、登記時に必要に

## 2016年10月、改正商業登記規則の施行

金融調査部 主任研究員  
堀内勇世

### [要約]

- 商業登記規則が改正され、2016年（平成28年）10月1日から施行される。
- 改正後の商業登記規則の下では、株主総会の決議等を経て登記をする場合、新たに株主リストを添付することが求められる。
- 例えば、登記すべき事項につき株主総会決議を要する場合には、申請書に、議決権割合が高い方から10位（もしくは3分の2）までの株主についての株主リストを添付することが義務付けられる。
- なお、有価証券報告書等や「同族会社等の判定に関する明細書」と、この株主リストとはその記載内容が異なるので、株主リストの代替としてそのまま用いることは困難だと考えられている。

## 1. 商業登記規則の改正

### (1) 10月から商業登記申請時に株主リストの添付が必要に

2016年（平成28年）10月1日から、改正された商業登記規則（以下、「改正規則」）が施行される。改正規則の下では、株主総会の決議等を経て登記をする場合、新たに株主リスト<sup>(注1)</sup>を添付することが求められる。

(注1) 改正規則では、「株主リスト」という用語は出てこない。①改正規則61条2項で登記時に添付が義務付けられる書面、もしくは、②改正規則61条3項で登記時に添付が義務付けられる書面を、ここでは「株主リスト」と呼んでいる。

## (2) 改正の経緯

改正の経緯は図表の通りである。なお、改正規則に関して実際に公布された省令は、「商業登記規則等の一部を改正する省令」（以下、「規則等改正省令」）であるので、その公布に至るまでの経緯という形式で作成している。

2016年1月29日、規則等改正省令の案が公表され、意見募集が開始された<sup>(注2)</sup>。意見の募集期間は同年2月28日までであった。

(注2) 規則等改正省令の案などは、以下のウェブサイト参照。

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=300080144&Mode=0&fromPCMMSTDETAIL=true>

この意見募集の結果が、同年4月20日に公表された。集まった意見の概要及びこの意見に対する法務省の考え方が「別紙」（以下、「考え方」）という形で公表されている<sup>(注3)</sup>。

(注3) 考え方は、以下のウェブサイト参照。

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=300080144&Mode=2>

考え方には整理した意見ごとに番号が振られている。例えば、考え方の1番を参照するときには、「考え方の1」といった形をとることにする。

また同日、規則等改正省令が公布された（なお、案から多少の変更がある）。

図表 改正の経緯

2016年1月29日	「商業登記規則等の一部を改正する省令案」に関する意見募集開始 (募集期限：同年2月28日)
2016年4月20日	「商業登記規則等の一部を改正する省令案」に関する意見募集の結果公表
同日	「商業登記規則等の一部を改正する省令」の公布 (同日付官報第6760号)

(出所) 大和総研金融調査部制度調査課

### (3) 改正の理由など

今回の改正に当たり、概ね、次の理由が挙げられている。

- ①商業・法人登記を悪用した犯罪や違法行為<sup>(注4)</sup>が後を立たず、消費者保護又は犯罪抑止の観点から更なる商業登記の真実性の担保を図る必要があること。
- ②国際的に、登記所で法人の所有者情報を把握して、法人の透明性を確保し、法人格の悪用を防止すべきであるとの要請があること。

(注4) 例えば、株主総会議事録等を偽造して役員になりすまして役員の変更登記又は本人の承諾のない取締役の就任の登記申請を行った上で、会社の財産を処分するなど。

今回の改正で株主リストの添付が義務付けられることにより、不実の株主総会議事録が作成されるなどして真実でない登記がされることの防止、登記の真実性の確保、法人の透明性の確保に役立つことになるとされている。また、関係者が事後的に株主総会決議の効力を訴訟等で争う場合等にも有益だとされている。

## 2. 株主リスト添付義務に関する改正の概略

### (1) 登記事項に株主総会決議が関係する場合等の株主リスト（改正規則 61 条 3 項）

#### 1) 登記すべき事項につき株主総会を要する場合

登記すべき事項につき株主総会決議を要する場合<sup>(注5)</sup>には、申請書に、主要な株主についての株主リスト<sup>(注6)</sup>を添付することが義務付けられている（改正規則 61 条 3 項）<sup>(注7)</sup>。

(注5) 例えば、株主総会を経て行われる役員の変更の登記、組織再編による変更の登記などが該当すると思われる。考え方の 36 参照。

(注6) 改正規則（61 条 3 項）の原文の、「総株主（種類株主総会の決議を要する場合にあつては、その種類の株式の総株主）の議決権（当該決議（会社法第三百十九条第一項（同法第三百二十五条において準用する場合を含む。）の規定により当該決議があつたものとみなされる場合を含む。）において行使することができるものに限る。以下この項において同じ。）の数に対するその有する議決権の数の割合が高いことにおいて上位となる株主であつて、次に掲げる人数のうちいずれか少ない人数の株主の氏名又は名称及び住所、当該株主のそれぞれが有する株式の数（種類株主総会の決議を要する場合にあつては、その種類の株式の数）及び議決権の数並びに当該株主のそれぞれが有する議決権に係る当該割合を証する書面」を、ここ「(1)」では、便宜上、「株主リスト」と呼

んでいる。

(注7) 厳密に考えると、登記する事項に係る株主総会決議ごとに、主要な株主などの記載は異なることがありうるので、その場合には別々の株主リストを作成することになるものと思われる。例えば、いわゆる普通株式と、取締役選任については株主総会の議決権がないが、組織再編については株主総会の議決権がある議決権制限種類株式の2種類の株式が存在する会社があるとする。この場合、株主総会に限って見ても、取締役選任に伴い行われる役員の変更の登記に必要な株主リストと、組織再編に伴い行われる組織再編による変更の登記に必要な株主リストとは異なるのではないかと思われる。

主要な株主とは、次の①もしくは②のいずれか少ない方とされている<sup>(注8)</sup><sup>(注9)</sup>。

- ①総株主の議決権の数に対するその有する議決権の数の割合が高い方から10名の株主
- ②有する議決権の数の割合を当該割合の多い順に順次加算し、その加算した割合が3分の2に達するまでの人数の株主

(注8) ①もしくは②の株主は、当該株主総会において議決権を行使することができる株主とされている。議決権行使につき基準日を定めた場合、基準日における株主とされている。考え方の37参照。

(注9) 例えば、①の場合、1位から9位までの株主がそれぞれ単数で合計9名であり、10位の株主が2名であるときは、1位から10位までの合計11名を記載すると考えられている。②の場合も同様に考えられている。考え方の43参照。

株主リストには、a) 主要な株主の氏名又は名称及び住所<sup>(注10)</sup>、b) それぞれが有する株式の数<sup>(注11)</sup>、議決権の数、c) それぞれが有する議決権に係る当該割合(議決権割合)<sup>(注12)</sup>の記載が求められている。

(注10) 議決権を行使できる株主として会社が認識していた株主につき、会社が把握している氏名又は名称及び住所を記載すれば足りると考えられている。考え方の44参照。また、考え方の45も参照。

(注11) この「株式の数」については、条文上、「種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数を含む。」とされている(改正規則61条2項1号、3項)。

(注12) 考え方の48によれば、議決権割合の計算式は以下の通りとなる。

$$\text{議決権割合} = \frac{\text{その株主が有する議決権の数} \\ \text{(当該株主総会決議で行使できるものに限る)}}{\text{総株主の議決権の数} \\ \text{(当該株主総会決議で行使できるものに限る)}}$$

株主リストの記載例については、考え方の 42 において、次の通り（原文ママ）記載されている（注 13）（注 14）（注 15）。

「株主リスト」の記載例については、法務省のホームページに掲載することを予定しています。もっとも、それ以外の様式を認めないものではなく、規則で定める事項が記載された書面であれば、その様式は問わないこととする予定です。

（注 13）考え方の 37 によれば、有価証券報告書と改正規則の株主リストとではその記載内容が異なっているので、株主リストの代替として有価証券報告書をそのまま用いることは困難だと考えられている。なお、「申請人の負担を考慮し、今後、有価証券報告書等を利用した『株主リスト』の記載例等を法務省のホームページに掲載することを検討しています。」と、考え方の 37 に記載されている。

（注 14）簡単に言って、有価証券報告書の「大株主の状況」の欄は、所有株式数が多い方から 10 位までの株主を記載するものと言える（「企業内容等の開示に関する内閣府令」の第 3 号様式の記載上の注意（25）参照）。これに対して、改正規則の「株主リスト」は、議決権割合が高い方から 10 位（もしくは 3 分の 2）までの株主を記載するものと言える。一方が所有株式数で、他方が議決権割合であることに注意が必要であろう。

（注 15）考え方の 41 によれば、「同族会社等の判定に関する明細書」の記載事項は、改正規則の株主リストの記載事項と全てが一致するものではないので、株主リストの代替として「同族会社等の判定に関する明細書」をそのまま用いることは困難と考えられている。なお、「申請人の負担を考慮し、今後、そのような会社を念頭に、同族会社等の判定の明細書を利用した『株主リスト』の記載例を法務省のホームページに掲載することを検討しています。」と、考え方の 41 に記載されている。

## 2) 登記すべき事項につき種類株主総会決議を要する場合

登記すべき事項につき種類株主総会決議を要する場合にも、「2（1）1）」と同様である。

つまり、登記すべき事項につき種類株主総会決議を要する場合には、申請書に、その種類の主要な株主についての株主リストを添付することが義務付けられている（改正規則 61 条 3 項）。

## 3) 投資法人、特定目的会社への準用

「2（1）」の「1）」と「2）」の義務は、「投資法人」及び「特定目的会社」についても同様に課せられている（注 16）。

（注 16）「投資法人登記規則」3 条と「特定目的会社登記規則」3 条で、改正規則 61

条3項を準用している。

## (2) 登記事項に総株主全員の同意が必要な場合等の株主リスト（改正規則 61 条 2 項）

### 1) 登記すべき事項につき総株主全員の同意が必要な場合

登記すべき事項につき総株主全員の同意を要する場合<sup>(注17)</sup>には、申請書に、株主全員の氏名等を記載した株主リスト<sup>(注18)</sup>を添付することが義務付けられている（改正規則 61 条 2 項）。

（注 17）例えば、株式会社から合名会社に組織変更する場合に必要な登記などが該当すると思われる。

（注 18）改正規則（61 条 2 項）の原文の「当該各号に定める事項を証する書面」を、ここ「(2)」では、便宜上、「株主リスト」と呼んでいる。

この株主リストにおいては、a) 株主全員の氏名又は名称及び住所、b) 各株主が有する株式の数<sup>(注19)</sup>、議決権の数の記載が求められている。

（注 19）この「株式の数」については、条文上、「種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数を含む。」とされている（改正規則 61 条 2 項 1 号）。

この株主リストの記載例についても、「法務省のホームページ」に掲載されるのではないかとと思われる（考え方の 42 参照）。また、それ以外の様式でも、改正規則で定める事項が記載された書面であれば、認められるのではないかとと思われる。

### 2) 登記すべき事項につき種類株主全員の同意が必要な場合

登記すべき事項につき種類株主全員の同意が必要な場合にも、「2（2）1）」と同様である。

つまり、登記すべき事項につき種類株主全員の同意が必要な場合には、その種類の株主全員の氏名等を記載した株主リストを添付することが義務付けられている（改正規則 61 条 2 項）。

### 3) 投資法人、特定目的会社への準用

「2（2）」の「1）」と「2）」の義務は、「投資法人」及び「特定目的会社」についても同様に課せられている<sup>(注20)</sup>。

（注 20）「投資法人登記規則」3 条と「特定目的会社登記規則」3 条で、改正規則 61 条 2 項を準用している。

### (3) 株主リスト添付義務の対象

改正規則 61 条 2 項・3 項の下、一定の登記申請時に株主リストの添付が義務付けられるのは、全株式会社である（考え方の 40 等参照）。

なお、「投資法人」及び「特定目的会社」についても準用されている（注 21）。

（注 21）「2（1）3）」と「2（2）3）」参照。

### (4) 株主リストの閲覧（改正規則 21 条）

改正規則 61 条 2 項・3 項の株主リストも、改正規則 21 条の「附属書類の閲覧請求」の対象となっている（考え方の 13～18 参照）。

株主リストの閲覧請求に限ったことではないが、改正規則 21 条では、閲覧請求の要件・手続の明確化・厳格化が図られている。閲覧の申請人に対し、その住所及び閲覧する部分の記載を求めるとともに、利害関係を証する書面の添付を求めるなどの改正が行われている。

なお、「投資法人」及び「特定目的会社」の場合も同様である（注 22）。

（注 22）「投資法人登記規則」3 条と「特定目的会社登記規則」3 条で、改正規則 21 条を準用している。

### (5) 施行日

施行日は、2016 年（平成 28 年）10 月 1 日となっている（規則等改正省令附則 1）。

株主総会等の決議日に関係なく、登記の申請日が施行日以降の場合には、改正規則が適用になると考えられる（規則等改正省令附則 2、考え方の 49 参照）。